

# 安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実

---

- **安全管理規程に記載する事項**として、これまでひな形で示していた内容が法令上明確となるよう、**重要規定の法令化**を進める。

令和6年度実施予定

## <安全管理規程の重要規定（案）>

### 現行

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
  - 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
  - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項



### 今後

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
  - 上記から変更なし
- ・安全管理規程において明らかにするべき内容
  - 営業所の名称、所在場所及び連絡先
  - 輸送の安全の確保に関する経営責任者の責任
  - 輸送の安全に関わる情報の関係者への連絡
  - 気象、海象等により輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で船舶の運航中止
  - 船舶その他の輸送施設の点検及び整備の確実な実施
  - 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設の使用中止
  - 従業者の酒気帯びの有無及び疾病、疲労等により安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認
  - 教育及び訓練の実施
  - 輸送の安全に関する業務の実施状況についての正確な記録の保管

明確化

## ひな形の主な改正内容

★…R8年施行予定であるものを含む

- ① 運航管理者の助言の尊重義務の法令化 ★
- ② 運航管理体制の強化 ★
- ③ 運航の可否判断の客観性確保、安全管理規程等の公表義務化  
 例) 船長は、会社や運航管理者から指示がなくても、自らの判断で、出航中止や避難などの措置を講じることができる 等
- ④ 避難港の活用の徹底、事故発生時の安全教育、初任教育訓練の義務化、船長要件の創設
- ⑤ 事故等情報の国への報告
- ⑥ 発航前検査の確実な実施
- ⑦ その他ひな形の充実
  - ・安全管理規程を適用する範囲（船舶・営業所）の明確化
  - ・経営の責任者の責務の明確化
  - ・安全統括管理者・運航管理者の責務の明確化 ★
 例) 運航管理者が気象・海象等を勘案して運航中止を指示した場合、経営者も含めて従業者は当該指示に従うこと 等
  - ・各記録簿の保存期間及び備え置く場所を明確にするとともに、様式例を追加 等

## 【スケジュールのイメージ】

|       | 令和4年度  | 令和5年度        | 令和6年度                             | 令和7年度 | 令和8年度                                   |
|-------|--|--------------|-----------------------------------|-------|---|
| 法令整備  | 法改正  | 公布済<br>省令等整備 | 上記のうち、★を付した事項について、R8年施行の規定に関する準備等 |       | 安全統括管理者・<br>運航管理者の職務<br>に関する規定<br>施行予定★ |
| ひな形改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要規定の法令化とひな形の改正を受けた事業者側の対応については、現在検討中です。</li> <li>● しかしながら、法令化した規定は、現在の安全管理規程においても記載することとなっている事項なので、改正法令が施行される令和6年4月1日に修正した安全管理規程を届出頂くことは考えておりません。</li> </ul> |              |                                   |       |   |